

第 8 期山陽小野田市高齢者福祉計画について

1. 策定趣旨

第 8 期計画では、第 7 期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることとする。

2. 策定の根拠

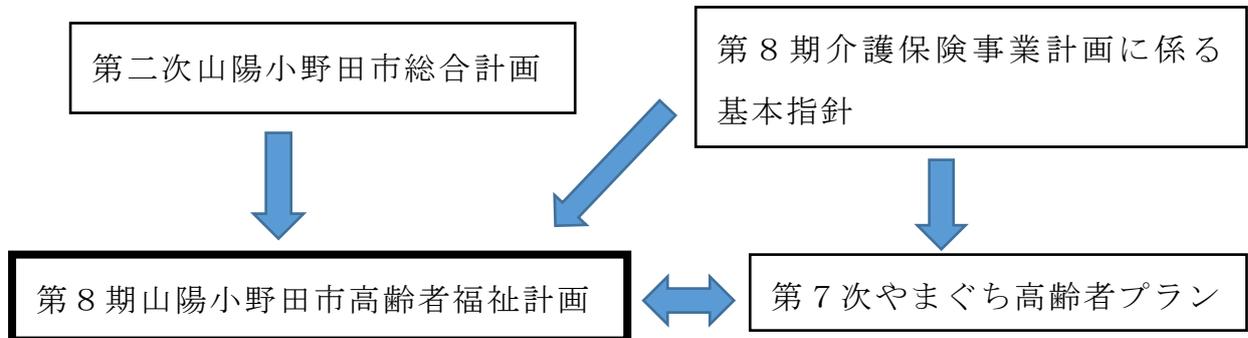
介護保険事業計画 ⇒ 介護保険法第 117 条

- ・ 3 年ごとに策定が必要
- ・ 第 8 期計画の期間は令和 3 年度から令和 5 年度

高齢者福祉計画 ⇒ 老人福祉法第 20 条の 8

- ・ 同条第 7 項により介護保険事業計画と一体のものとして策定

3. 計画の位置づけ



4. 計画の基本指針

【第 8 期計画において記載を充実させる事項（案）より】

- (1) 2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- (2) 地域共生社会の実現
- (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の

情報連携の強化

- (5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- (7) 災害や感染症対策に係る体制整備